

## 再申入書

2021（令和3）年2月18日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-12-1 パークウエスト6F

株式会社 Fast Fitness Japan 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人の2020（令和2）年8月20日付の申入書に対し、2020（令和2）年9月17日付でご回答いただき、ありがとうございました。

また、免責条項、規約の随時変更につきましては、利用規約を改定予定とのことで、ご対応いただきありがとうございます。改定はいつ頃のご予定かお知らせいただき、改定後には新規約をご送付くださいますようよろしくお願いいたします。

専属的合意管轄（規約第23条）につきましては、当法人の申入れに沿った内容への改定の必要性はないとのことでしたので、当法人は、再度、次のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、下記再申入れに対しご検討の上、貴社の見解や対応につき、2021（令和3）年3月22日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 第23条【適用法および専属的合意管轄裁判所】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員とFC本部又は加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

#### 1 申し入れの趣旨

本件利用規約から、第23条のうち、「会員とFC本部又は加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。」との規定（以下、「本規定」といいます。）を削除することを求めます。

#### 2 申し入れの理由

(1) 2020（令和2）年8月20日付の申入書で述べたとおり、訴訟の管轄は原則として民事訴訟法4条ないし7条によって管轄裁判所が定まるところ、本規定は、他の管轄を排除して東京地方裁判所を第一審の管轄とするものであるため、会員が東京から遠い地域に居住する場合であっても、一律に東京地方裁判所において訴訟を行わざるを得ず、本規定は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって信義則に反し消費者の利益を一方向的に害するものといえます。

(2) 貴社は、2020（令和2）年9月17日付回答書において、「会員情報につきまして、東京に所在するフランチャイズ本部である弊社において一元管理しており、全ての会員情報を閲覧することが可能となっておりますが、各店舗では、他店舗の会員情報は本人確認に必要な情報のみ閲覧可能である

にすぎません。また、会員とのトラブルとして最も想定される場面は、会員が規約に違反したことを理由とする強制退会に関する者といえるところ、その判断は、FC店舗を含むすべての店舗について本部である弊社が行っており、その判断に用いた証拠資料等も弊社にて一元管理しております」として東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることには合理的な理由があると述べられています。

しかし、貴社があげる事由はいずれも、貴社の都合を一方的に主張するものでしかなく、全国に存在しうる会員の管轄の利益を無視するものと言わざるを得ません。

また、会員情報や証拠資料等についても、印刷・複製して各店舗に郵送したり、電子メールに添付して送信することは容易に可能と考えられますので本部で会員情報や証拠資料を一元管理しているという理由で東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることには合理的な理由は存在しないと考えます。

したがって、第23条のうち、「会員とFC本部又は加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。」との規定は削除するべきと考えます。

以上